

株式会社 Old-Rookie

快護相談所 和び咲び

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
株式会社Old-Rookie快護相談所 和び咲び（知多北部広域連合指定2374301089）

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1 事業者

- (1) 法人名 株式会社Old-Rookie
- (2) 法人所在地 愛知県知多市つつじが丘三丁目11番地25
- (3) 電話番号 0562-54-2030
- (4) 代表者名 代表取締役 藤野裕行
- (5) 設立年月日 平成30年7月5日

2 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
- (2) 事業所の名称 快護相談所 和び咲び（事業所番号2374301089）
- (3) 事業所の所在地及び電話番号
愛知県知多市つつじが丘三丁目11番地25 ☎0562-74-0790
FAX0562-54-2031
- (4) 管理者氏名 大城京子

3 事業の目的および運営の方針

当事業所の介護支援専門員が介護を必要とされるご契約者及びその家族等からの相談を承ります。

具体的には下記の諸点に留意して取り組みます。（運営方針）

- (1) ご契約者が可能な限り家庭で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して援助に務めます。
- (2) ご契約者の心身の状況や環境等に応じて、自らの選択に基づき、医療・保健・福祉の施設・機関、行政、事業者の連携に配慮し、適切で多様なサービスが総合的、効果的に提供されるよう介護計画を作成します。
- (3) ご契約者の意思及び人格を尊重し、常にご契約者およびその家族等の立場に立って、サービスが特定の種類、特定の事業者に不当に偏することのないよう公正中立をモットーとします。
- (4) ご契約者の要介護認定等に係る申請に対して、ご契約者の意思をふまえた援助を心がけ、介護保険（要介護・要支援）定の申請の有無を確認し、その支援も行います。

※当サービスのご利用は、原則として介護保険（要介護・要支援）認定の結果、要介護と認定された方が対象となります。介護保険（要介護・要支援）認定をまだ受けていない方でも当事業所の「みなし判断」によりサービスの利用は可能です。

4 介護支援専門員の勤務体制

事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりです。

- (1) 管理者： 1名（兼任）
 - (2) 介護支援専門員： 管理者兼任1名/専従6名（ただし業務の状況に応じて増員します。）
- ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

5 営業日及び営業時間

- (1) 営業日は月曜日から金曜日までです。土日、祝祭日はお休み（ただし国民の祝日及び12月28日から1月3日までを除く。）営業時間は平日午前9時00分～午後6時00分までとします。
- (2) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により常時連絡が可能ですのでご相談下さい。
転送システムでいつでも管理者と連絡が可能です。

6 居宅介護支援の提供方法及び内容

(1) 提供方法

- ①第一にご契約者・ご家族の意思を尊重します。
- ②当事業所の介護支援専門員は、初回訪問時またはご契約者・ご家族から求められたときは、携行する身分証明書を提示します。
- ③被保険者資格と要介護認定等の有無、認定区分と要介護認定等の有効期間など当事業所が確認して、期限切れなどないようチェックします。
- ④要介護認定等の申請業務に関し必要な援助を行います。また、認定更新等の申請は現在の有効期間が満了する1か月前にはお知らせして滞りのないようお手伝いします。
- ⑤当事業所は、以下のいずれかに該当するような場合、業務の提供を拒否することができます。
 - ア 介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。
 - イ 偽りとその他不正の行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき。
以上のいずれかに該当する場合には、遅滞なく意見を付してその旨を当該保険者に通知することとします。

(2) 居宅介護支援の内容

- ①居宅介護サービス計画の作成
 - ア)「介護支援専門員」有資格者の配置
 - イ)ご契約者・ご家族への情報提供
 - ウ)ご契約者の実態把握
 - エ)居宅サービス計画の原案作成
 - オ)課題分析票の種類（居宅サービス計画ガイドライン、MDS-HC2）
 - カ)サービス担当者会議の開催
 - キ)ご契約者の同意（サービスの種類、内容、費用等の説明と同意）
- ②サービス実施状況の継続的な把握、評価の実施
- ③介護保険施設の紹介等

7 居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

8 介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

9 利用料及びその他の費用の額

原則、自己負担額はありません。

10 通常の事業の実施地域：大府市・東海市・知多市・東浦町・刈谷市・阿久比町・常滑市

11 秘密の保持

事業所の介護支援専門員やその他の職員は、正当な理由がなくその業務上知り得たご契約者及びその家族等の秘密を漏らしません。また秘密保持のための監視を常に怠りません。

12 事故発生時の対応

当事業所は、万全の体制で指定居宅介護支援のサービス提供にあたりますが、万一事故が発生した場合には、速やかにご契約者及びその家族等にご連絡するとともに事故に遭われた方への救済、事故拡大の防止などの必要な措置を講じます。また、ご契約者に賠償すべき事故が発生した場合は、誠意をもって速やかに対応致します。

14 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

- | | |
|--------------------------------------|----|
| (1) 利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況 | なし |
| (2) 第三者による評価の実施状況等 | なし |

15 虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止の関する下記の措置を講じます。

- (1) 虐待防止委員会の開催
- (2) 高齢者虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止研修の実施

○虐待防止に対する責任者 大城 京子

16 業務継続計画（BCP）の策定等

- ・感染症や災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に行う等の措置を講じる。
- ・感染症の発生及びまん延防止等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練の実施等に取り組む。

17 ハラスメント対策と防止

- ・事業者は、適切な居宅介護支援を提供する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。
- ・契約者（利用者）、ご家族等からの事業所やサービス従事者、その他関係者に対し、故意に暴力や暴言等の法令違反、その他著しく常識を逸脱する行為を行った場合は、サービスのご利用を一時中止及び契約を廃止させていただく場合があります。

18 苦情処理の体制

(1) 当事業所の苦情受付

苦情の受付は、口頭でも、窓口に設置した苦情受付の要望箱でも受け付けております。ご契約者及びその家族等の要望に応えられるよう迅速に対応致します。

○苦情受付窓口（担当者）

介護支援専門員（管理者） 大城 京子 ☎0562-74-0790

(2) 行政機関その他苦情受付機関

東浦町役場健康福祉部ふくし課社会高齢係	所在地 ☎	愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所20番地 0562-83-3111
阿久比町役場健康介護課	所在地 ☎	愛知県知多郡阿久比町卯坂殿越50 0569-48-1111
刈谷市役所長寿課	所在地 ☎	愛知県刈谷市東陽町1丁目1番地 0566-23-1111
常滑市役所高齢介護課	所在地 ☎	愛知県常滑市新開町4丁目1番地 0569-34-7744
大府市役所高齢障がい支援課	所在地 ☎	愛知県大府市中央町5丁目70 0562-45-6289
東海市役所高齢者支援課	所在地 ☎	愛知県東海市荒尾町西廻間2番地の1 東海市しあわせ村内 052-689-1600
知多市役所長寿課	所在地 ☎	愛知県知多市緑町1番地 0562-33-3151
愛知県国民健康保険団体連合会（苦情調査係）	所在地 ☎	愛知県名古屋市東区泉一丁目6番5号 052-971-4165
知多北部広域連合給付係	所在地 ☎	愛知県東海市荒尾町西廻間2番地の1 東海市しあわせ村内 052-689-2263

19 公正中立なケアマネジメントの確保

公正中立なケアマネジメントの確保として、以下の記載をします。

① 複数事業所の説明等

利用者はケアプランに位置付ける介護サービス事業所等について、複数事業所の紹介やその選定理由について、事業者に求めることができます。

② 前6か月のケアプランにおける、訪問介護等の利用割合

前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合（令和5年9月～令和6年2月）を下記の通り説明しました。

訪問介護	28%
通所介護	48%
地域密着型通所介護	10%
福祉用具貸与	65%

② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	和び咲び訪問快護 42%	知多すみれ 6%	つるかめ介護 4%
通所介護	おしゃべり処和び咲び 22%	レモンの樹大府 7%	昭和の郷 5%
地域密着型通所介護	ゆるり屋 23%	歩きま笑知多 23%	ポシブル加木屋 9%
福祉用具貸与	フロンティア 20%	トーカイ大府 15%	ヤガミ 11%

17 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	----------

事業者	所在地	愛知県知多市つつじが丘三丁目11番地25
	法人名	株式会社Old-Rookie
	代表者名	代表取締役 藤野 裕行
	事業所名	快護相談所 和び咲び
	説明者氏名	介護支援専門員

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	

代理人	住所	
	氏名	

平成31年1月1日 改正
 令和1年9月1日 改正
 令和1年10月29日 改正
 令和2年4月1日 改正
 令和3年2月1日 改正
 令和3年4月1日 改正
 令和4年9月9日 改正
 令和5年4月1日 改正
 令和5年8月1日 改正
 令和5年9月1日 改正
 令和5年10月1日 改正
 令和6年4月1日 改正